

令和7年度山鹿市民医療センター職員 (作業療法士)募集要項

1. 募集職種・人数

作業療法士（正職員） 若干名

2. 応募資格

平成6年（1994年）年4月2日以降生まれで作業療法士免許を有する人。又は平成6年（1994年）4月2日以降生まれで令和8年3月までに養成機関を卒業し作業療法士免許取得見込の人。

※ただし、次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- ①成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③山鹿市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、地方公務員法第5章に規定する罪を犯し刑に処せられた者
- ⑤日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3. 応募方法

(1) 提出書類

令和8年春に作業療法士免許 取得見込の人	作業療法士免許を有する人
① 受験申込書（指定様式、写真貼付、自筆）	
② 履歴書（指定様式、受験申込書と同一の写真貼付、自筆）	
③ 成績証明書	③ 作業療法士免許証の写し（A4縮小）
④ 卒業（見込）証明書	④ 職務経歴報告書 （指定様式、パソコン作成可）

※受験申込書、履歴書、面接カードは、山鹿市民医療センター経営管理課で配布又は当センターホームページからもダウンロードできます。この場合、A4版の白色普通紙（コピー用紙）に黒色一色のインクで印刷してください。

(2) 応募、お問合せ先

山鹿市民医療センター 事務部経営管理課 総務係

〒861-0593 熊本県山鹿市山鹿511

TEL0968-44-2185 FAX0968-44-2420 E-mail: hp-soumu@yamaga-mc.jp

※郵送の場合には必ず「簡易書留」をご利用ください。持参による提出も可能です。

(3) 申込期間（受付締切日）

令和7年10月3日（金） 【必着】

※書類の記載事項に不備がある場合はお返しする場合がありますが、このために生じた申し込みの遅延等については責任を負いませんので、十分注意してください。

4. 採用試験日等

(1) 試験日 令和7年10月12日（日）

(2) 試験日程・内容

区 分	時 間
集合時間	8 : 4 5
小論文	9 : 0 0 ~ 1 0 : 0 0 （6 0 分）
適性検査	1 0 : 1 0 ~ 1 0 : 3 0 （2 0 分）
面接試験	1 0 : 4 5 ~

5. 試験会場

山鹿市民医療センター 医療研修センター

6. 合格発表

試験実施からおおよそ3週間後に試験の全科目受験者に対し、可否にかかわらず本人宛に郵送で通知します。

7. 合格から採用まで

- (1) 合格者として決定した人は、採用候補者名簿に登録し、その後特別な事情が生じた場合を除き、令和8年4月1日に採用の予定です。
- (2) 作業療法士取得見込の人については、国家試験の合格を採用条件とします。採用試験合格後に国家試験に不合格となった場合は、採用を取り消します。

8. 業務内容

主に入院患者に対するリハビリ提供

9. その他

- (1) 試験当日は受験票及び筆記具を持参してください。受験票がないと受験できませんので、必ず持参してください。
- (2) 試験当日は集合時間に遅れますと受験できませんので、十分注意してください。
- (3) 試験に関する提出書類は、一切お返ししません。

就業後の給与・人事について

1. 給与

採用後の身分は、地方公務員になります。

【初任給】（令和 7 年 4 月 1 日現在）

区 分	初任給（基本給）
大学卒（4 年）	227,400 円
短大等卒（3 年）	220,500 円

※実務経験者は、規定に基づき上記に加算して支給します。

【諸手当】（条件に応じて下記の手当を支給します。）

住居手当・・・（借家は月額最高 28,000 円支給）

通勤手当・・・（通勤距離に応じて月額最高 31,600 円（交通機関利用は 150,000 円）支給）

期末勤勉手当（ボーナス）・・・（基本給等の 4.6 月分、支給日 6/30・12/10）

扶養手当・・・（配偶者：3,000 円、子 11,500 円等）

時間外勤務手当等 その他給与規程に基づき支給します。

2. 勤務時間・休日

（1）勤務時間：8 時 30 分から 17 時 15 分（1 日 7 時間 45 分、週 38 時間 45 分勤務）

（2）休日：日祝日

※土曜日、ゴールデンウィーク及び年末年始（12/29～1/3）は交代で勤務となります。

年間休日 123 日（令和 7 年度）

3. 休暇

（1）年次休暇（有給）：20 日 ※初年度は 15 日（4 月 1 日採用の場合）

（2）病気休暇（有給）

（3）特別休暇（有給）

婚姻休暇（5 日）、夏季休暇（毎年 6 月から 10 月までの間に 5 日間）、

その他（忌引、災害被災時等）

4. 院内保育所

月～金の 7 時 30 分～19 時まで受入れ可能。土曜日は事前申請により受入れ可能。

5. 社会保険

健康保険（市町村職員共済組合）、厚生年金、公務災害補償

6. 福利厚生

職員互助会による慶弔金制度、各種行事開催、助成

共済組合による人間ドック・健診補助、宿泊施設等の利用割引